

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンス体制を適切に構築・運営していくことが重要な経営課題と認識し、経営の透明性向上とコンプライアンス体制の強化に努めています。

経営の透明性向上を目的として、客観的な視点で経営全般を判断できる社外取締役を1名選任しており、さらに従来開催している取締役会および各種定例会議に加え、半数以上を社外監査役で構成する監査役会を運営し、監視機能の強化に取り組んでおります。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため執行役員制度を導入しております。なお、社外取締役1名および社外監査役2名は、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

また、コンプライアンス体制の強化をはかるため、当社「基本方針」にもとづく事業活動および当社「行動規範」の遵守を徹底する取り組みをおこなっております。2006年からコンプライアンス担当役員を任命し、2008年には主管部門である経営企画室を設置するなど、体制強化のための組織も整備しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TMY株式会社	1,170,885	10.69
東京産業洋紙株式会社	986,982	9.01
日本紙パルプ商事株式会社	518,282	4.73
株式会社四国銀行	506,000	4.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)	493,400	4.50
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)	422,200	3.85
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	413,900	3.78
関株式会社	390,260	3.56
山岡 節子	294,562	2.69
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	258,800	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

3月

業種	パルプ・紙
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	7名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
十河 清	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
十河 清	○	独立役員であります。	長年にわたる行政機関における経験に加え、経営者として幅広い知識を有していると判断でき、経営全般について客観的かつ透明性をもって社外取締役としての役割を適切に遂行していただけるものと期待し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

監査役は、会計監査人(有限責任監査法人トーマツ)より、会計監査実施前に、監査の実施時期および監査方法について監査計画概要書にもとづく報告を受けるとともに、隨時、監査役監査の結果などをもとに、監査留意事項等についての情報交換をおこなっております。また、会計監査実施後は、監査結果に関する特筆すべき事項や法令違反の有無などについての報告を受けております。内部監査の実施計画については、監査役および内部監査部門の責任者が協議のうえ策定し、内部監査の実施にあたっては、監査役が立ち会うことにより、連携をより深いものにしております。なお、会計監査人が実施する内部統制監査についても、監査留意事項等についての情報交換を通じ、内部監査部門との連携がはかられております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
北内 成明	他の会社の出身者											△		
寺田 覚	公認会計士													
濱中 豊志	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
北内 成明		当社との間に、右記以外の人的関係、資本的関係等はありません。	株式会社四国銀行の出身であり、同銀行における職務経験にもとづく幅広い知見および過去3年間当社に出向した経験を当社の監査に反映していただけるものと期待し、選任しております。なお、同銀行と当社の間では借入等の取引がありますが、当社とは独立した視点をもって職務を遂行できるものと判断しております。
寺田 覚	○	独立役員であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として専門的知識を有していると判断でき、その知識・経験を当社の監査に反映していただけるものと期待し、選任しております。

			また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。
濱中 豊志	○	独立役員であります。	直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去の職務経験により、高い法令遵守の精神および中立性を有していると判断でき、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと期待し、選任しております。 また、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

当社は、役員報酬において、内規にもとづき業績や貢献度等を勘案して支給額を決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

取締役および監査役に支払った報酬

取締役 6名 108百万円(うち社外取締役1名 2百万円)
監査役 5名 11百万円(うち社外監査役5名 11百万円)

(注)1. 取締役の報酬限度額は年間200百万円(平成19年6月の定時株主総会決議による)、監査役の報酬限度額は年間20百万円(平成7年6月の定時株主総会決議による)であります。

2. 上記人員および支給額には、平成27年6月18日付で退任した取締役1名および社外監査役2名分を含んでおります。

3. 上記支給額には、前事業年度にかかる役員退職慰労金の支払いに対する役員退職慰労引当金繰入額2百万円(取締役に対し2,730千円、社外監査役に対し200千円)が含まれております。

4. 当社は、平成27年6月18日開催の第85回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に對応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。

また、前事業年度末現在における役員退職慰労金打ち切り支給予定額は、取締役3名に対し77百万円、社外監査役1名に対し3百万円となっております。

5. 前事業年度末現在の当社役員の数は、取締役5名(うち社外取締役1名)、社外監査役3名であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

なし

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社は、現在のところ、社外取締役および社外監査役を補助する部署・担当者は置いておりませんが、管理部や経営企画室等が協力・補助できる体制としております。また、取締役会の開催に際しては、取締役会資料を事前に配布し、経営企画室が必要に応じて事前説明することとしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

当社は、経営の合理化およびスピード化をはかるため、毎月定例の取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議しております。なお、取締役会の議長には取締役会長が就任し、業務全般を統括する代表取締役社長との分担をはかっておりまます。さらにコーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため執行役員制度を導入し、執行役員は毎月定例の経営会議において、対処すべき課題や進むべき方向性などについて意思疎通をはかっております。加えて、役員および各事業部門責任者で構成する「月次決算検討会」と「月次報告会」を定例会議として開催し、情報の共有化を目的として、月間の活動状況および問題点ならびにその対応等の報告、共通事項の確認等をおこない、新たに課題が発生した際には機敏に対処できる体制を整えております。

また、半数以上を社外監査役で構成する監査役会を運営しており、毎月定例の監査役会を開催するほか、監査役は、取締役会はもとより、その他重要な会議に出席するなどして取締役の職務執行の監査をおこなっております。さらに、内部監査部門が内部統制システム等の監査を通じて業務の妥当性、効率性、遵法性の監査をおこない、監査役監査の実効性を確保しております。

なお、当社は、社外取締役および社外監査役については、選任するための独立性に関する基準または方針として明確に定めたものはありませんが、当社との間に特別な利害関係がなく、必要な専門分野における豊富な経験や見識を有する候補者から選任しており、社外監査役については監査役会の同意を得ております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、独立役員である社外取締役1名を選任し、取締役会に客観的な視点を取り入れることによって、活発な議論を交わすとともに意思決定の透明性・合理性を高めております。また、当社は監査役会設置会社であり、半数以上を社外監査役(独立役員2名を含む)で構成する監査役会を運営し、取締役の職務執行に対する監査の実効性が確保されており、透明性の高いガバナンス体制が整備できていると考え、現行の体制を採用しております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 [更新](#)

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、より多くの株主のみなさまにご出席いただけるよう、集中日を避けて開催しております。第86回定時株主総会は2016年6月22日(水)に開催いたしました。
その他	当社は、株主総会において株主様が各議案について適切にその賛否をご判断いただけるよう、招集通知のリニューアルを実施し、図表を用いること等によりビジュアル性を高め、株主様にとって読みやすくわかりやすいデザインとさせていただくことで適確な情報提供をおこなっております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、本社所在地である高知市などにおいて、会社説明会を随時開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、東京都内にて第2四半期・期末決算説明会をおこなっており、必要に応じて、当社工場見学会を開催しております。なお、説明会の開催予定は、当社のホームページにて公開しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページに株主・投資家情報として決算情報、その他適時開示資料、会社説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、IRに関する担当部門を設置し、当社のホームページ(株主・投資家情報)に問い合わせ窓口として掲載しております。なお、経営企画室がIR活動の推進に取り組んでおります。	
その他	当社は、野村インベスター・リレーションズ株式会社とIRコンサルティング・サービス契約を締結し、IR活動の向上に努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 [更新](#)

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「行動規範」において規定しており、当該規定は当社のホームページにて公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社のホームページにて、公開しております。
その他	当社は、女性活躍推進法に基づき、女性の活躍を推進する方策として、女性が多くの部署で能力発揮・キャリア形成ができ、管理職等の要職を担うことができるよう、平成28年4月に行動計画を制定いたしました。 現在、係長職には女性3名を登用しておりますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日の期間において、「係長の役職者に占める女性割合を10%以上とする」ことを定量的目標とし、管理職および女性従業員を対象とした教育を実施する等、女性の部下育成・キャリア形成の考えを醸成する取り組みを計画し、さらなる女性活躍を推進してまいります。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、企業活動を展開するにあたり、国の内外を問わず、人権を尊重し、関係法令および社会規範を遵守するとともに、企業倫理の精神の高揚に努めます。

【内部統制システムの整備状況】

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) コンプライアンス体制に関する統括責任者として、コンプライアンス担当役員を任命し、2008年3月には主管部門として経営企画室を設置しております。また、2009年3月にコンプライアンス関連諸規定を整備し、教育研修制度を立ち上げるなど、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。

(2) 以下の取り組み等を通じ、内部管理体制の強化をはかけております。

a. 内部管理体制強化のための牽引組織として設置する監査室は、年度計画にもとづく財務報告にかかる内部統制監査、業務監査およびISO14001内部環境監査等を実施し、また別途任命する内部監査人はISO9001内部監査をおこなっており、監査結果についてはそれぞれ経営トップに報告しております。

b. 被監査部門に対しては、監査結果について改善事項の指摘および指導をおこない、監査後に改善状況を報告させることにより、実効性の高い監査を実施しております。

c. 部門間の内部牽制を働かせるため、総務課、人事課、経理課、情報システム課、安全管理課等で構成する管理部を設置し、稟議制度の運用、社内規定の整備、人事管理、社内情報システム構築等をおこなっております。また、情報開示および予算・実績管理等は経営企画室がおこなっております。

(3) 使用人が、コンプライアンス上疑義がある行為等を認知した場合に相談および通報できる窓口として、いわゆる内部通報制度（企業倫理ヘルpline）を2006年10月から導入し、運用しております。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

関係法令等および社内規定にもとづき、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理を適切におこない、常時閲覧できるようにしております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営企画室は、当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する体制の整備に努め、各主管部門と連携しながら、環境、品質、災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生の未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しております。

また、地域特性として当社は大地震などの大規模災害が発生するリスクを抱えており、従来から、供給責任を継続して果たすための対策として、さまざまな活動をおこなってきました。

2013年4月からは、BCP基本理念である「従業員の安全確保」および「お客様への供給責任を果たし、信用・信頼を維持すること」のより全社的な推進・浸透をはかるため、全社的組織として「BCP構築会議」を発足させました。その運営を通じて、南海トラフ地震の被害想定を前提に、米子工場での生産体制なども含め、ハード面の整備にとどまらず、計画の実効性・実用性について評価・改善に取組んでおります。

4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

(1) 毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議確認しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、2005年6月に執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された執行役員が、取締役会および代表取締役の統括のもと、自己の分掌範囲について職務を遂行する体制の整備をはかけております。

(2) 執行役員が、その職務執行にあたり、対処すべき課題および取り組むべき方向性等について取締役と意思統一をおこなう場として、経営会議を毎月、また必要に応じて適宜開催しており、機動的な対応が可能な体制となっております。

(3) 中期経営計画については、経営会議において関連部門との連携のもと策定しており、単年度の経営計画については、代表取締役の来期経営方針にもとづき各部門が新たな部門方針を策定し、速やかに全社に周知するとともに、期初に開く経営計画発表会等を通じ当社グループでの共有化をはかけております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社「行動規範」の精神をグループ単位で共有し、実践できる体制づくりに努めています。

(2) 当社の担当役員が、子会社の取締役から職務執行状況について報告を受ける等、子会社の職務執行を監視・監督しております。

(3) 当社の「関係会社管理規定」にもとづき、子会社は重要な投資案件等について、事前に当社の承認を受けることとしております。

(4) 経営企画室が子会社の管理をおこない、管理部門が経営企画室の管理体制をサポートするなど、内部牽制を働かせる体制づくりに取り組んでおります。

(5) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計等会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを、自主的に整備することとしております。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項および当該使用者の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在のところ、当社の事業形態および規模等から判断し、監査役の職務を補助する使用者は置いておりませんが、今後事業拡大等によりその必要性が生じた場合には、監査役の意向も踏まえ、合理的な範囲で配置することとしており、当該使用者が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底します。

また、当該使用者の任命および異動等人事権にかかる事項の決定については、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保します。

7. 当社および子会社の取締役、使用者が当社の監査役に報告をするための体制およびその他の監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

監査役が必要に応じて取締役または使用者から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的におこなわれることを確保するため、監査室、経営企画室、管理部等の関連部門が、監査役の業務を補助しております。なお、子会社の取締役、使用者からの報告については、子会社の管理を担当する経営企画室が窓口となり、必要に応じて監査役へ報告する体制としております。また、企業倫理ヘルplineへの通報内容については監査役にも報告をおこなう仕組みとなっております。

8. 監査役へ報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱をおこなわないことを当社グループの役職員に周知徹底します。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には組織として毅然と対応し、これらの団体と関係のある企業とは一切取引をおこないません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、関係機関および地域協議会等と緊密な連携をとり、法的な対応も含め、適切な対処をおこなうよう努めてまいります。なお、不当要求防止責任者の設置、関係機関が開催する会合での情報収集、対応マニュアルの整備等、平素から取り組んでおります。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社としては重要な事項と認識しており、継続的に検討しておりますが、現時点では具体的な方針および買収防衛策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の適時開示体制は、社内で内部情報が発生した場合、各事業部門から経営企画室に情報が集約されます。経営企画室は、関係部門と意見交換をおこない、開示の要否を検討し、経営企画室長(情報取扱責任者)を通じて、直ちに代表取締役社長に報告、下記の手続きを経て、適時開示をおこないます。

1. 決定事実および決算情報については、取締役会の承認後、遅滞なく適時開示をおこないます。
2. 発生事実は、発生後、経営企画室長(情報取扱責任者)がその事実を代表取締役社長に報告し、直ちにこれを開示します。
3. 東京証券取引所等に開示した情報に関しては、開示後、当社ホームページにおいて公開しております。

コーポレート・ガバナンス体制

